

河村 雅美 様

外務大臣



行政文書の開示請求に係る決定について（通知）

下記の開示請求に関し、開示請求対象行政文書一覧表（別紙）のとおり決定しましたので、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第9条の規定に基づき、通知します。

記

1 開示を求められた行政文書の名称等

2019年に環境省がUNESCOへ提出した「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島」の世界自然遺産の推薦書に掲載されている「5-53 『奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島』の世界自然遺産への推薦について米側との合意文書」の原本（日英）の写し、および同文書についての日米の合意の署名がある文書（合同委員会へのメモランダムなど）一式。および日米地位協定の何条の合意文書かがわかる文書。

2 開示請求番号 2021-00669

3 開示請求受付日 令和 3年11月24日

※ この決定に不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づき、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に外務大臣に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

※ この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第3条第2項の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）以下の裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

東京地方裁判所または福岡地方裁判所

〔備考〕

以上

1	行政文書の名称等： 環境分科委員会覚書及び報告書
	決定区分： 部分開示
	決定に係る該当条項： 5条3号
	決定理由： 理由1のとおり

開示実施可能な媒体の種別： 文書または図画

数量： 1枚

希望する開示の実施方法を以下に選択/記入してください。

1. 閲覧 <説明事項>【参考】の欄をご覧ください。
全部 一部 (希望する部分：)
2. 写しの交付 すべて白黒で交付した場合：10円
全部 一部 (希望する部分：)
3. スキャナにより読み取ってできた電磁的記録の交付 すべて複写した場合：10円+媒体の料金
全部 一部 (希望する部分：)
 複写する媒体： FD CD-R DVD-R (指定がない場合は最少数の媒体に複写します。)

2	行政文書の名称等： 日米地位協定の何条の合意文書かがわかる文書
	決定区分： 不開示 (不存在)
	決定に係る該当条項：
	決定理由： 該当する文書は作成・取得していないため、不開示 (不存在) としました。

不開示理由一覧

【1 / 1頁】

開示請求番号：2021-00669			不開示 条項
理由番号	不開示とした部分	不開示とした理由	
1	文書1（1頁目）	公にしないことを前提とした米国との協議に関する情報であつて、公にすることにより、国の安全が害されるおそれ、米国との信頼関係が損なわれるおそれ、及び米国との交渉上不利益を被るおそれがあるため、不開示としました。	3号